

令和5年12月27日
子ども・若者部
子ども家庭課

世田谷区おでかけひろば整備・運営事業者の決定について

1 主旨

区では、令和4年度に策定した「今後の子ども政策の考え方(グランドビジョン)」に基づき、「居住地により身近な距離(ベビーカーや子どもが歩いて15分)に「まちのおうち機能」を担うおでかけひろばを配置する」と定め、令和8年度までに12か所新規整備するとしている。

このたび、おでかけひろばを整備・運営するため、事業者の公募を実施した。

また、これまで区の直営で運営し、令和6年3月をもって閉室する子ども・子育て総合センター1階おでかけひろば(かもちゃんひろば)跡地についても、同時に公募し、整備・運営事業者を選定したので、報告する。

2 選定事業者の団体名等 (案内図別紙)

○通常おでかけひろば

(1) うさぎの縁がわ

①ひろば名称 うさぎの縁がわ

②所在地 砧3-33-6

(2) NPO法人せたがや水辺デザインネットワーク

①ひろば名称 おでかけひろば ゆるり

②所在地 大蔵5-10-22

○子ども・子育て総合センター1階おでかけひろば

(1) NPO法人せたがや子育てネット

①ひろば名称 おでかけひろば ぶれす

②所在地 宮坂3-15-15

3 選定の方法等

(1) 選定方法

選定にあたっては、世田谷区おでかけひろば整備・運営事業者選定委員会設置要綱に基づき選定委員会を設置した。

事業者募集は公募により実施することとし、6事業者(通常おでかけひろば3事業者、子ども・子育て総合センター1階おでかけひろば3事業者)からの応募書類を受理した。

選定委員会では、事業実施主体(事業目的・効果、運営実績及び意気込み、経営力など)、施設整備計画(整備計画の内容、立地条件・周囲環境など)及び運営体制(職員体制、安全対策、苦情解決、近隣理解、地域交流・連携、親子支援など)について、選定委員による書類審査を行い、ヒアリング審査を実施した。

上記審査結果を総合的に判断し、整備・運営事業者を決定した。

(2) 選定委員会開催状況

○令和5年11月14日 整備・運営事業者選定委員会

- ・ヒアリング審査
 - ・書類審査、ヒアリング審査結果に基づく運営事業者の選定
- (3) 選定委員会の構成
- 区職員1名(審査委員長) 学識経験者2名(審査委員)

4 その他

今回事業者を選定した子ども・子育て総合センター1階おでかけひろばは、令和6年3月15日(金)に現在の運営を終了し、内装等整備、修繕後に新運営事業者へ引き渡す。

なお、新規事業者へは行政財産使用許可申請を提出させ、申請許可後に運営準備を実施させる。

5 今後のスケジュール (予定)

○通常おでかけひろば

令和5年12月	運営開始に向けた準備・調整 おでかけひろば整備
令和6年2月以降	運営開始

○子ども・子育て総合センター1階おでかけひろば

令和5年12月	運営開始に向けた準備・調整
令和6年3月15日	現おでかけひろば(かもちゃんひろば)閉室
4月以降	内装等整備工事
5月下旬	運営開始

- (1) うさぎの縁がわ(砦3-33-6)
うさぎの縁がわ



- (2) NPO法人せたがや水辺デザインネットワーク (大蔵5-10-22)
おでかけひろば ゆるり



(3) NPO法人せたがや子育てネット(宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター)
おでかけひろば ぶれす

